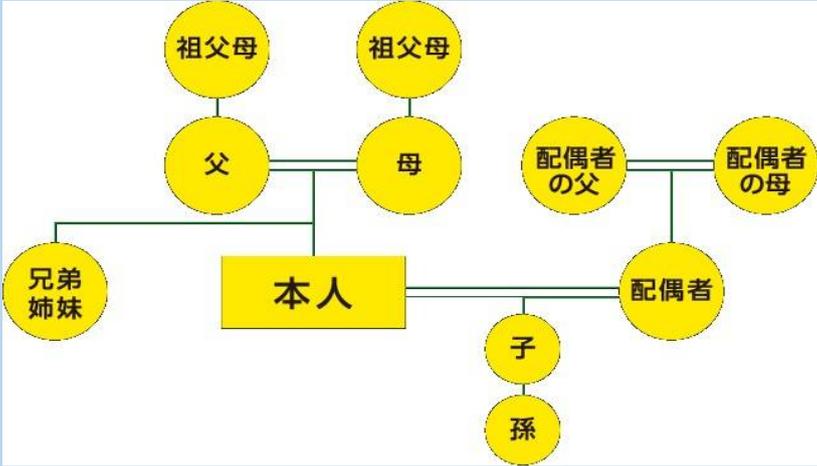


【z113】 介護休業と介護休暇（育児・介護休業法）

	介護休業	介護休暇
要介護状態	負傷、疾病または身体上、もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態	
対象家族		
休み方	対象家族一人につき、3回まで、通算で93日の休業を、解雇されることなくできる。休業中は無給となる。	対象家族が一名の場合は年5日まで、二人以上の場合には10日まで、労働基準法の有給休暇とは別に取得できる休暇。取得単位は一日または一時間。
給付等	雇用保険の被保険者で、一定の要件を満たす方は、介護休業期間中に、休業開始時賃金月額6.7%にあたる介護休業給付金が支給される。	有給か無給かは労使協定に基づいて就業規則等で定める。